

令和7年度美の魅力周遊観光ツアー実施業務委託仕様書

1 業務事業名

令和7年度美の魅力周遊観光ツアー実施業務委託

2 業務目的

滋賀県内に点在する、美術館、美術館展覧会のテーマに合わせたゆかりある地域、日本遺産、滋賀の福祉の現場から生まれた造形作品等の多様な滋賀の美の魅力に出会う観光ツアーを実施し、国内外に向け多様な滋賀の美の魅力を発信するとともに、未来に引き継ぐきっかけの創出を目指す。

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月22日（日）まで

4 業務内容

本業務の内容は、以下に掲げるとおりとする。

なお、具体的な業務の実施方法および本仕様書に記載のない事項については、県・受託者が協議の上、決定するものとする。

（1）事業概要

県立美術館の企画展「笹岡由梨子のパラダイス・ダンジョン」、県内アールブリュット作品やその制作現場、県内アーティストの制作現場（アトリエ等）、地域の文化や伝説にまつわる地域、日本遺産、その他、滋賀ならではの美の魅力に触れることのできる場所を訪れるツアーを実施する。

（2）想定回数、時期

4回開催（同一内容ではなく最低2種類以上）、令和7年12月～令和8年3月中旬

（3）想定形態、参加者数

日帰りツアー、1回あたり30人程度

（4）委託業務内容

①ツアー造成

・県や関係機関と協議の上、ツアー企画内容の決定

②手配・連絡調整

・バス会社や訪問先、案内者、関係者等の事前の手配・連絡調整

③参加者の募集

・ツアー広報（チラシ制作等）、参加受付（参加料収受を含む）、参加者名簿管理

④ツアーの実施・管理

・添乗員同行、参加者対応、保険加入、写真撮影

⑤その他

・ツアーの中止や事故等の事態が発生した際の参加者への対応

・上記業務の実施に付随する業務

・事業記録の作成

5 成果物

事業報告書（電子データおよび印刷物）、チラシ等の作成物

6 再委託

- (1) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- (2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。
- (3) 受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、すべての責任を負う。

7 その他、業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細は、県と受託者で協議の上で決定する。また、業務の実施途中において、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、滋賀の美の魅力の発信や文化観光に関する滋賀県の施策内容を十分に踏まえて行うこと。
- (3) 業務の実施にあたり発生した著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、滋賀県に帰属するものとし、滋賀県において印刷物やホームページへの掲載、複製、改編等を行うことがある。
- (4) 事業記録について、PDF データを納品すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守すること。
- (6) 本業務の実施にあたり、滋賀県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や損害の発生等の問題が生じたときは、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (7) 本業務の実施上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- (8) 本業務の実施上、取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。